

## 義肢等補装具（筋電電動義手の購入費用を除く）の 購入・修理費用支給の流れ



- ※ 1 症状照会を実施する種目：眼鏡（コンタクトレンズに限る）、ストマ用装具、浣腸器付排便剤、重度障害者用意思伝達装置
- ※ 2 決定に不服がある場合は、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があつた日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- ※ 3 採型指導を実施する種目：義肢、筋電電動義手、上肢装具及び下肢装具、体幹装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子

## 筋電電動義手の購入費用支給の流れ



※ 決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。